

特別寄稿

産業保健分野における倫理の探究
—健康開発科学研究会倫理部会の活動—

堀江 正知

産業医科大学 産業生態科学研究所 産業保健管理学研究室 教授
NPO 法人 健康開発科学研究会 倫理部会 部会長



1. 健康開発科学研究会 倫理部会

1995年、健康開発科学研究会の発足と同時に、その研究専門部会の一つとして産業保健倫理部会（現、倫理部会）が設置され、初代会長の土屋健三郎（敬称略、以下同じ）が部会長を兼務した。倫理部会として最初の活動は Royal College of Physicians, Faculty of Occupational Medicine : RCPFOM（英国王室医学協会産業医学部会）による Guidance on Ethics for Occupational Physicians（英国産業医倫理）の翻訳であった。これまでに第4版（1993年発行¹⁾、1996年翻訳²⁾）、第5版（1999年発行³⁾、2001年翻訳⁴⁾）、第6版（2006年発行⁵⁾、2010年翻訳⁶⁾）を翻訳して刊行した。また、わが国で初めての産業保健分野における倫理指針となった「産業医の倫理綱領」（1998年）⁷⁾ や「産業医の倫理ガイダンス」（2010年）⁸⁾ を刊行した。

本稿は、この20年余にわたる倫理部会の活動と成果を振り返る。

2. 英国版産業医倫理の翻訳

(1) 英国版産業医倫理 第4版

1996年、倫理部会は、RCPFOMの名誉会員であった土屋健三郎の監訳による英国版産業医倫理第4版の翻訳を「産業医の倫理ガイダンス」²⁾として刊行した。RCPFOMは、1978年に発足し、その最初の出版物として1980年に英国版産業医倫理を発行し、その後、精力的に改訂していた。この翻訳は、RCPFOMから非営利を条件とする

承諾を得て、大久保利晃（産業医科大学、所属は当時、以下同じ）、西川理恵子（慶応大学）、佐々木敏雄（バイオコミュニケーションズ）が協力して作成した。

この内容は、法令に依存した活動の多いわが国の産業保健関係者にとって画期的であった。たとえば、わが国では健康診断結果を事業者が保管するのに対して英国では本人と担当の医療職以外が医学的なデータを閲覧することは厳に禁じられていること、また、産業医に関して、家庭医や研究者とは立場が異なること、プライマリケアとは役割が異なること、就業適性に関して労使双方に対して公正で専門的な助言に徹すべきこと、自らの行為が労働力削減に誤用されないよう留意すべきことなどが示されていた。特に、英国では雇用前健康評価（pre-employment health assessment）が盛んに行われているが、産業医は就業適性の評価に不必要な健康情報まで企業や家庭医と取り交わしてはならないことなど具体的な行動規範が示されていた。なお、1992年に、国際産業保健学会（International Commission on Occupational Health : ICOH）が「産業保健専門職のための国際倫理コード（International Code of Ethics for Occupational Health Professionals）」^{9,10)}を公表していたが、英国版産業医倫理は詳細で実用的な内容が多く、わが国の関係者にとっては社会制度の違いを超えて産業医の日常業務を見つめ直す資料となった。

(2) 英国版産業医倫理 第5版

2001年、倫理部会は、やはり RCPFOM の名誉

会員であり第2代会長に就任していた大久保利晃（産業医科大学）の監訳による英国版産業医倫理第5版の翻訳⁴⁾を刊行した。実は、大久保らは、1987年に第2版（1982年）¹¹⁾を翻訳した経験があり、当時から産業医の独立性や健康情報の保護に関してわが国でも倫理上のジレンマが生じる可能性を指摘していた¹²⁾。

英国版産業医倫理は版を重ねるたびに内容が充実（図1）し、第5版の項目数は第4版から約60%増の152項目となっていたため、翻訳に当たって組織的な体制を整備した。部会長の中村健一（昭和大学）が翻訳作業を統括し、藤野昭宏（産業医科大学）と堀江正知（同）が主に翻訳を担当した。そして、荘司榮徳（開業労働衛生コンサルタント）、今川淳子（同）、織田進（産業医科大学）、西川理恵子（慶応大学法学部）、伊藤一郎（三井化学）、杉森裕樹（聖マリアンナ医科大学）、新野直明（長寿医療センター）、宮本俊明（新日本製鐵）が翻訳に協力した。この頃は経済不況や就職氷河

期を迎えて、わが国においても産業医の立場や役割に関心が高まり、日本産業衛生学会も倫理指針を公表していたことから現場の産業医や法学者を含む多彩な専門家の協力を求めた。

この翻訳にはRCPFOM会長のJJW Sykes氏による序文が寄稿された。また、英国に特有な医療制度を正確に理解するために用語の意味を英国に問い合わせて「訳者注」を作成した。たとえば、医師や医療機関の利用に関する医療制度を規定するNational Health Service：NHS（国民保健サービス）、就業適性の判断を含むプライマリケアを担当するGeneral Practitioner（総合診療医）、医療行為の適否を判定するGeneral Medical Council：GMC（総合医療評議会）、医療賠償請求の訴訟に備えるためのMedical Defence Organisation（医療訴訟対処機構）、労使紛争を専門に審理するEmployment Tribunal（労働審判所）などについて解説した。

第5版では、英国における健康情報の保護や開

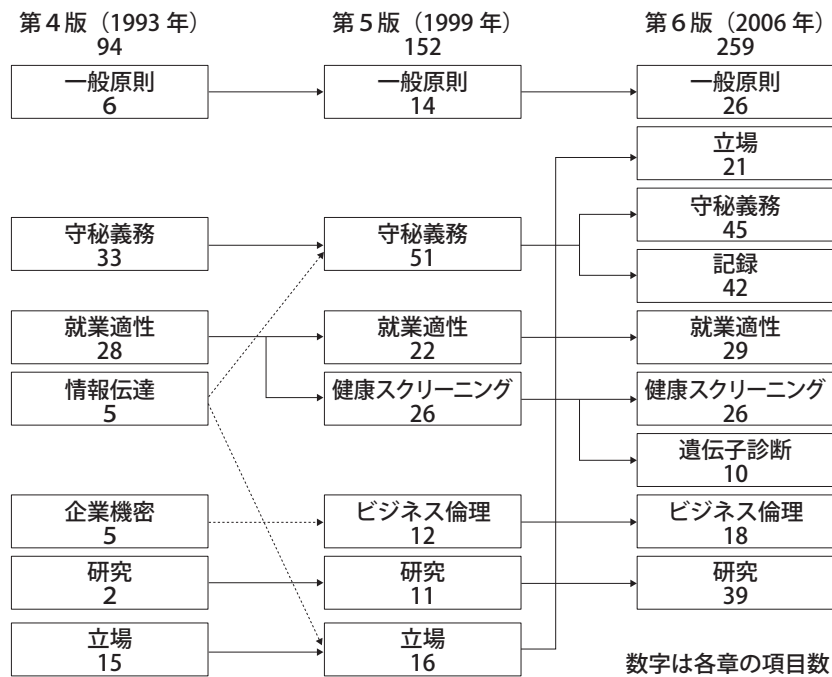


図1 英国王立内科医会「産業医の倫理ガイドライン」章立ての変遷

示に関して Data Protection Act（データ保護法）や Access to Medical Reports Act（診療記録開示法）などに基づく行動原則の記載が増補されていた。また、産業医が行う研究には対象者の同意と研究倫理委員会の受審が必須であることが加筆されていた。そして、就業適性の章から健康スクリーニング検査の章が分かれて独立し、遺伝子スクリーニング検査を保険加入の審査で使用すべきではないことが指摘されていた。そして、企業と契約する外部機関としてのビジネス倫理に関する章が追加され、受託契約が別の機関に移動後も労働者が継続的なサービスを受けられるよう配慮すべきことなどが記されていた。さらに、付録として、RCPFOM の組織、持病のある医師の就業制限、非医療職による守秘義務の同意書、診療記録開示の同意書が添付されていた。

（3）英国版産業医倫理 第6版

2010年、倫理部会は、部会長兼務の会長であった大久保利晃（放射線影響研究所）の監訳による第6版の翻訳⁴⁾を刊行した。

第6版は、それまでの7章から9章に章立てが変更され、本文には具体的な記載内容が増え、項目数は第5版から約70%増の259項目に達していた（図1）。また、各章末に概要が Summary として掲載されていた。そこで、翻訳版の体裁を B5版から A4版に変更するとともに、原語との対比が容易になるように原文も掲載することとし、左段に英語、右段に日本語の2段組にした。翻訳は、副部会長の堀江正知（産業医科大学）が主担当となり、川波祥子（同）、山下真紀子（同）、

佐々木直子（同）、佐々木敏雄で分担した。さらに、翻訳の質を向上させるために、柴山順子（バイオコミュニケーションズ）、三溝直美（同）の協力によって繰り返し使用されている単語を抽出した用語集を作成し、全体を通して翻訳者間で訳語を統一し、なるべく自然な日本語として読めるように配慮した。この作業により5頁にわたる索引を掲載することができた。

この翻訳にも RCPFOM 会長の David Snashall 氏から序文が寄稿され、近年、低コスト労働力の追求、労働力の国際的移動、労働の24時間化などによる新たな倫理的課題が生じており、それらへの対応が必要なことが述べられていた。

第6版では、総論に相当する第1章「はじめに」の文章量が大幅に増え、英国の biomedical ethics（生命・医療倫理）の4原則（表1）が明示され、法令の解説が本文から削除され、RCPFOM が Good Medical Practice for Occupational Physicians : GMPOP（産業医活動好事例）が公表したことなどが紹介された。第2章「他の職種や組織との関係」は、第5版までの最終章から繰り上がり、産業医が他の産業保健専門職の上司になると管理職と産業医の立場に利益相反を生じる課題などが追加された。健康情報の取扱いに関する章は、第3章「Confidentiality and consent（守秘義務と同意）」と第4章「Occupational health clinical records : OHCRs（産業保健診療記録）」という2つの章に分けられ、対象者の同意は本人が重大なリスクや副作用を理解した上で取得すべきこと、人事担当者や主治医を含めて他者に健康情報を提供する際

表1 英国における biomedical ethics（生命・医療倫理）の4原則⁵⁾

respect for the autonomy of the individual（自律）
doctors should do no harm（無危害）
doctors should do good（善行）
all individuals have equal rights and responsibilities : distributive justice（分配の公正）

は本人の同意を取得すること、OHCRsは他の健康情報と確実に分けて保管すること、OHCRsの開示はGMCのガイダンスに基づき事前に合意された手順に従うことなどが詳細に加筆された。第5章「就業適性」の章も詳細化し、就業能力を過小評価してはならないこと、採用前には産業医としての役割はないが医師としての行動規範に従うこと、病気による退職の判断は障害年金の受給資格と関係があることから医師としての公正な判断が特に重要なことなどが強調された。第6章「健康スクリーニングと健康サーベイランス」の章からは第7章「遺伝子診断」の章が独立し、採用する検査項目は英国国立スクリーニング委員会によるWilson & Jungner基準¹³⁾改訂版(表2)を満たすこと、遺伝子検査を保険や年金の目的で使用してはならないことなどが明示された。第8章「ビジネス倫理」の章も項目が増え、商業的な圧力は倫理的に健全な活動を阻害するおそれがあること、契約書に記載される人事部門が記録を閲覧できる条件をチェックすること、他社に契約変更する際は健康記録を移管することなどが追加された。そして、第9章「産業保健研究」は、第4版以降2項目、11項目、39項目と大幅に加筆され、健康情報の取扱いについて本人の意思を尊重すること、外部の研究に協力する際に匿名化に責任を持つこと、研究結果の本人や主治医への開示についてあらかじめ手続きを決めておくこと、NHS

の研究倫理委員会に審査を求めること、一方、RCPFOMは研究に助言や承認を行わないことなど詳細な記載が追加された。

第6版が公表されて10年になる。現在、第7版はまだ公表されていないが、この間、RCPFOMは職場におけるアルコールや薬物依存に関する倫理ガイダンス¹⁴⁾や産業医以外の専門職によるものも含む好事例など産業保健分野の活動に関する著作物¹⁵⁻¹⁷⁾を精力的に公表している。

3. 日本版産業医倫理の策定

(1) 産業医の倫理綱領

倫理部会は、1996年に英国版産業医倫理第4版を翻訳後、日本版の倫理指針を策定する活動に取り組んだ。当時、英国以外でも産業保健分野の倫理指針が公表されていたことに加え、わが国では1996年の労働安全衛生法改正により産業医に法的な勧告権が付与されるとともに資格要件が規定されたことを受けて、権限と責任が強化された産業医の行為を望ましいものに導く倫理指針を求める機運が高まっていた。そこで、中村健一、藤野昭宏、堀江正知、新野直明、佐々木敏雄の5人が倫理部会の委員として指名され、土屋健三郎が起草した産業保健倫理の10原則(表3)を骨格に検討を始めた。

1997年5月21日、7月17日、10月1日、11月5日と計4回にわたり昭和大学病院入院棟17階

表2 スクリーニング検査項目の必須条件(Wilson & Jungner基準¹³⁾改訂版)

1. すべての実施可能な一次予防がすでに実施されていること
2. 検査は、安全で、簡単で、受容可能で、妥当性なものであること
3. 検査は、重要な健康問題を対象としていること
4. 実施条件が理解されていること
5. 精密検査及び必要な治療がすぐに実施可能なこと
6. 検査の導入によって死亡率や罹患率が下がる強力な根拠があること

会議室で倫理部会を開催し、藤野昭宏が作成した原案を基盤に全員で討議し、78項目からなる「産業医の倫理綱領」の草案を取りまとめた。草案は、土屋健三郎が追求した「人間愛に徹し、生涯にわたって哲学する医師」の理想像¹⁸⁾を産業医に求め、産業医が自らの職務を天職と認識して使命感を保持し、この文章を「良心に基づく問題解決のための積極的な行動指針」として活用するよう期待した¹⁹⁾。そして、法令に基づき事業者が産業医の選任を含む労働安全衛生の全責任を負う体制が確立していることによって産業医の独立性や使命感が損なわれやすいことにも注目して、産業医による主体的な判断や行動を促す表現を多く採用した。

1998年2月7日午前10時から昭和大学中央棟7階会議室で健康開発科学研究会会員有志によるワークショップを開催してこの草案を披露し、約30名の参加者による多彩な意見が提出されて夕方になっても議論が終了せず、改めて議論する予定になった。ところが、3月7日に土屋健三郎会長が逝去する悲運に見舞われ、その後は中村健一が部会長を継承して4月28日に追加の議論を

行い、5月15日の健康開発科学研究会総会で草案が会員に示された。これらの機会を通じて寄せられた意見に基づいて最終修正が行われ、1998年11月に序章と終章を併せて12章で83項目の「産業医の倫理綱領」⁷⁾が公表された(表4)。

その後、当研究会を継承した大久保利晃会長から、この倫理指針の活用法や留意点を記した解説版の作成が提案され、会長及び倫理部会員に5人の会員有志(織田進、荘司榮徳、杉森裕樹、西川理恵子、宮本俊明)を加えた11人が計3回の会合を重ねて議論し、各項目を分担して解説文を執筆した。そして、見開きの左頁に倫理指針の本文を掲載し、右頁に解説文を掲載する形式で、1999年6月に「産業医の倫理綱領(解説版)」²⁰⁾が上梓された。

当時、わが国では個人情報保護法案が議論されており、労働省は職場における健康情報の取扱いに関する検討会を開催し、わが国の産業保健政策における倫理的な課題を審議していた。同じ課題をすでに指摘していた「産業医の倫理綱領」は、この検討会において産業保健専門職による考え方として参照され、検討会の中間報告書にも全文が

表3 産業保健倫理の10原則(土屋健三郎私案)

1. 産業保健従事者の professionals (天職) としての自覚と社会的認知
2. 疾病の早期発見から予見医学に基づく健康障害原因の除去
3. 健康診断(特に集団)から健康管理へ
4. 受動的(待的)な医療から積極的(行動的)な保健への展開
5. 企業及び社会における産業保健への認識の転換
6. 個人健康情報の守秘義務と利用についての産業医の責任の認識
7. 産業保健従事者の法的資格と資質の確保
8. 企業体における産業医の管理地位の確立
9. 企業秘密と安全衛生との関係についての産業医の判断の尊重
10. 人間の尊厳と地球上における全生命の生態系の保全

表4 「産業医の倫理綱領」の各章（数値は項目数）

序章	— 何故、産業医特有の倫理が必要か？—（4）
第1章	専門職（Profession）としての自覚・使命感と社会への周知努力（9）
第2章	個人の医療情報の閲覧及び開示に関する秘密保持（10）
第3章	健康診断に関する問題（25）
第4章	作業条件（環境、作業の質・量・適正）（6）
第5章	事業場の業務秘密（2）
第6章	研究を目的とした産業医学調査（10）
第7章	事業者、労働組合および行政との関係（7）
第8章	事業場内外の保健医療スタッフの協力（3）
第9章	公共および地域社会に対する義務と地球環境倫理（3）
第10章	産業構造の変遷への対応（3）
終章	哲学する医師（1）

収載されることになり、現在も国のウェブサイト
で閲覧できる²¹⁾。倫理部会の活動が国の政策に
影響を与える成果を挙げた一例になった。

実は、同時期に、日本産業衛生学会も倫理指針
の必要性を検討していた。1995年10月に、同
学会の産業医部会が倫理ガイドライン準備小委員
会（委員長：沖野哲郎、三菱マテリアル）を設置
して審議を始め、1996年11月に米子市での産
業医・産業看護全国協議会に土屋健三郎を招聘し
て特別講演「産業保健における Professionals」
を開催し、1997年2月に浦和市で「産業保健と
倫理」と題するシンポジウムを実施していた。こ
れとは別に、1996年7月に、同学会の理事会が「倫
理問題検討小委員会（委員長：堀口俊一、大阪市
立大学）」を設置して審議を始めていた。そして、
1997年10月になり、それまでの2つの委員会
をまとめた「産業保健専門職のための倫理検討委
員会（委員長：堀口俊一）」が同学会理事会に設
置され、12月に第1回会議を開催して審議を始

め、国際産業保健学会（ICOH）の国際倫理コー
ドを骨格に文章が練られ、1998年12月に草案
が取りまとめられ、1999年3月に学会誌に公表
された²²⁾。これに対して会員から寄せられた意
見に基づいて修正が加えられ、2000年4月25日
の同学会総会で20項目の「産業保健専門職の倫
理指針」²³⁾が承認された。

（2）産業医の倫理綱領改訂版

2002年10月に倫理部会は、「産業医の倫理綱
領」の改訂に向けて検討を始めた。2000年に示
された日本産業衛生学会の倫理指針との整合性を
確保し、産業保健活動において重視されつつあ
ったリスクアセスメントへの産業医の関与にも言及
して、より現場で活用されやすい内容になるよう
改訂することになった。ところが、2003年5月、
今度は中村健一部会長が逝去する悲運に見舞われ
た。そこで藤野昭宏が部会長を引き継ぎ、2002
年10月5日、2003年1月25日、3月8日、4
月19日に、倫理部会員であった今川淳子、織田進、

堀江正知、新野直明、宮本俊明、杉森裕樹（聖マリアンナ医科大学）の出席を得て、部会を開催して、改訂作業に取り組んだ。その結果、2004年6月に一通りの改訂作業を終えて健康開発誌に公表した²⁴⁾。

(3) 産業医の倫理ガイダンス

2005年に個人情報保護法が全面施行されると、各省庁をはじめ医政局、保険局、労働基準局などの行政部局から個々にガイドラインが示された。医療、雇用、研究といった複数の分野に関わりのある産業医にとっては、健康情報の取扱い方について改めて指針が必要となっていた。また、2006年に英国版産業医倫理第6版が公表され、情報管理、独立開業の産業医、産業保健研究などに関して新しい情報が大幅に追加されていた。そこで、2007年から大久保利晃が部会長となり、この翻訳作業に取り掛かるとともに、早くも10年が経過しつつあった日本版を全面改訂することになった。

この作業は、副部会長に指名された堀江正知と事務局の佐々木敏雄に加えて、改訂作業に参加する希望者を会員から公募し、これに応じた飯島美世子（職域保健・産業看護塾）、上田伸治（創社コンサルティング）、海道昌宣（大塚製薬）、加藤憲忠（富士電機システムズ）、佐々木直子（三菱ふそうトラック・バス）、杉森裕樹（大東文化大学）、山下真紀子（産業医科大学）を合わせた10人が協力した。この時は、改訂の質を向上させるために基本方針を設定し、本文は主語及び論理が明確な構文にすること、本文の述語は「～すべきである。」という表現を回避し「～する。」に統一すること、産業現場に流布している法令や指針が使用する用語や表現をなるべく採用すること、一般的でない固有名詞は解説を付記すること、倫理ジレンマを生じやすい具体的な事例を各章末に収載することを申し合わせた。また、項目ごとに、RCPFOM、ICOH、日本産業衛生学会の倫理指針が記載している内容と比較する作業を行って、わ

が国の産業医にとって望ましい対応のあり方²⁵⁾を探究した。さらに、急激に増加していた独立開業の産業医にも参照されることを考慮した。これらの作業の結果、大幅な改訂と加筆が行われ、もはや「綱領」という呼称を超えた具体的な内容となったため、題名を英国版と同じ「ガイダンス」に変更し、章立ても実際の産業保健活動に対応するよう再編し、初めて監査の章を追加し、2009年6月に原案が取りまとめられた。その後、フォーラムを開催し、外部評価委員として中桐孝郎（日本労働組合連合会）、武田繁夫（三菱化学）、宮本俊明（新日本製鐵）の3氏に使用者、労働者、産業医の視点からの意見を聴取した。これらの意見を踏まえた最終的な修正を行い、2010年2月に8章で136項目の「産業医の倫理ガイダンス」⁸⁾が公表された（表5）。

4. おわりに

現在、倫理部会は、わが国の産業保健活動において欧米先進国と大きく異なる制度ながら中心的な存在として長年継続されている健康診断を主題とする倫理指針を作成している。近年、企業によるコンプライアンスやSRに対する意識は高まっており、当研究会でも健康診断結果の実施と活用に関する倫理的な課題が議論されている²⁶⁾。法令改正によって過重労働や心理的ストレスへの対策など産業医の職務が増え続ける中で、倫理部会が公表したこれらの倫理指針が労働者、企業、社会から信頼される産業保健専門職の取るべき立場、判断、行動の道標になれば幸いである。

5. 謝辞

これまで20年間余にわたる倫理部会の活動は、佐々木敏雄、柴山順子の両氏をはじめバイオコミュニケーションズ株式会社による身体的、精神的、財政的な支援によって推進されたものである。この場を借りて厚く御礼申し上げたい。

表5 「産業医の倫理ガイダンス」の各章と項目（数値は項目数）

第1章 産業医の基本姿勢（9）	産業医の職務／医師としての倫理の原則／産業医としての倫理の原則
第2章 産業医の立場（21）	産業医が担当する対象者／産業医の役割／産業医の自立性と説明責任／産業医の活動に関する規定や契約／周囲との関係／環境保健とのかかわり／地域保健とのかかわり／専門性の自覚
第3章 総括管理（13）	産業保健活動の基本方針の策定／産業保健活動の目標と設定／産業保健活動の推進／産業保健活動の評価と改善／他の産業保健専門職との協同／産業保健に関する法令の遵守／産業保健活動に関する規定の整備／重大な健康リスクに対処する体制の整備／衛生委員会における助言と指導／健康障害などの原因究明と再発防止／事業者の社会的な義務／産業保健を推進する組織文化の形成／事業場を異動する労働者への配慮
第4章 職場や作業の改善（12）	作業環境管理・作業管理の目的／職場巡視の目的／職場巡視による作業状況の把握／危険性または有害性の特定／リスクの見積もり／リスクコミュニケーション／リスク低減措置／生物学的モニタリングの目的／生物学的モニタリングの実施義務／妥当性と非侵襲性／業務起因性・作業関連性の判断／健康障害への対応
第5章 健康管理（41）	健康管理の目的／産業医の行う評価、判断、助言とそれらに対する責任／リソースの限界の認識と対応／健康にかかわる課題の能動的な抽出と解決／健康診断／健康診断以外の機会に得られた健康情報の活用／長期休業者への対応／特定の状態や状況の労働者への対応／緊急事態等への対応／感染症への対応／検査
第6章 情報管理（21）	情報管理の目的／利用目的の特定と取り扱いの限定／情報の取り扱いに関する方針と責任体制／健康情報の取得／企業内で取り扱う情報のあり方／情報の第三者提供／情報の開示／健康情報を取り扱うものの守秘義務／健康情報の保管・破棄と安全管理措置／電子化された健康情報を取り扱うものへの教育／健康情報の送付や持ち出しのあり方／外部委託した健康情報の管理／健康管理情報の移管／事業場内外の専門職による情報の共有／健康保険組合が取得した情報
第7章 産業医がかかわる研究（10）	産業医がかかわる研究の倫理原則／産業医がかかわる研究の目的／科学的合理性および倫理的妥当性／産業医がかかわる研究での産業医の責任／衛生委員会での承諾／倫理審査／研究対象者への説明と同意／恣意的情報提供の禁止／研究結果の公表／研究対象者への研究結果の開示
第8章 監査（9）	監査の目的／監査を依頼する対象／監査を行う際の視点／監査を実施する者／監査の基準と対象／監査の過程／監査の時期／監査における評価方法／監査結果の報告とその後の改善

【参考文献】

- 1) Faculty of Occupational Medicine, Royal College of Physicians: Guidance on ethics for occupational physicians. 4th edition. Faculty of Occupational Medicine, London, 34, 1993
- 2) 土屋健三郎（監訳）：英国王室医学協会産業医学部会レポート。産業医の倫理ガイダンス，健康開発科学研究会，35, 1996
- 3) Faculty of Occupational Medicine, Royal College of Physicians: Guidance on ethics for occupational physicians. 5th edition. Faculty of Occupational Medicine, London, 58, 1999
- 4) 健康開発科学研究会倫理部会：ロンドン王立内科医会産業医部会。産業医の倫理ガイダンス，バイオコミュニケーションズ，74, 2001
- 5) Faculty of Occupational Medicine, Royal College of Physicians: Guidance on ethics for occupational physicians. 6th edition. Faculty of Occupational Medicine, London, 47, 2006
- 6) 大久保利晃（監訳）：英国王立内科医会産業医部会。産業医倫理ガイダンス，バイオコミュニケーションズ，129, 2009
- 7) 中村健一，西川理恵子，藤野昭宏，堀江正知，新野直明，佐々木敏雄。産業医の倫理綱領，産業医

- 学ジャーナル, 21(6): 32-41, 1998
- 8) 大久保利晃, 堀江正知, 飯島美世子, 山下真紀子, 杉森裕樹, 上田伸治, 加藤憲忠, 佐々木直子, 海道昌宣, 佐々木敏雄 (健康開発科学研究会倫理部会). 産業医の倫理ガイダンス, バイオコミュニケーションズ, 74, 2010
 - 9) International Commission on Occupational Health: International Code of Ethics for Occupational Health Professionals. International Commission on Occupational Health, Singapore, 1992
 - 10) 鈴木継美. 職業保健専門家のための国際倫理規定, 産業医学, 35: 233-238, 1993
 - 11) 山村譲, 大久保利晃, 齋藤友博. 英国の産業医倫理指針について, 産業医学ジャーナル, 10(4): 50-54, 1987
 - 12) 大久保利晃. 産業保健活動における倫理基準について, 健康開発, 3(2): 31-36, 1997
 - 13) Wilson JMG, Jungner G: Principles and practice of screening for diseases. WHO, Geneva. 163, 1968
 - 14) Working Group of the Faculty. Faculty of Occupational Medicine, Royal College of Physicians: Guidance on alcohol and drug misuse in the workplace. Working Group of the Faculty. Faculty of Occupational Medicine, London. 31, 2006
 - 15) Palmer KT, Harling CC, Harrison J, Macdonald EB, Snashall D, Faculty of Occupational Medicine, Royal College of Physicians, London: Good medical practice: guidance for occupational physicians. Occup Med. 52(6): 341-352, 2002
 - 16) Faculty of Occupational Medicine, Royal College of Physicians: Good occupational medical practice. Faculty of Occupational Medicine, London, 27, 2010
http://www.fom.ac.uk/wp-content/uploads/p_gomp2010.pdf
 - 17) Faculty of Occupational Medicine, Royal College of Physicians: Ethics guidance for occupational health practice. Faculty of Occupational Medicine, London, 72, 2012
 - 18) Tsuchiya K: Bioethics and health care in industrial society. J UOEH, 6(2): 177-191, 1984
 - 19) 藤野昭宏. 産業医学における倫理的諸問題, 医学哲学医学倫理, 16: 65-77, 1998
 - 20) 大久保利晃, 織田進, 佐々木敏雄, 荘司榮徳, 杉森裕樹, 中村健一, 新野直明, 西川理恵子, 藤野昭宏, 堀江正知, 宮本俊明. 産業医の倫理綱領 (解説版), 健康開発科学研究会, 48, 1999
 - 21) 労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課. 労働者の健康情報に係るプライバシーの保護に関する検討会中間取りまとめ, 参考資料4, 産業医の倫理綱領, 2000
http://www2.mhlw.go.jp/kisya/kijun/20000714_01_k/20000714_01_k_sankou4.html
 - 22) 島正吾. 産業保健専門職のための倫理検討委員会報告, 産衛誌, 41(3): A49-51, 1999
 - 23) 堀口俊一, 大原啓志, 二塚信, 梅津美香, 大久保利晃, 沖野哲郎, 河野啓子, 小木和孝, 清水善男, 高田和美, 萩原聡, 原淵泉, 堀江正知 (産業保健専門職のための倫理検討委員会). 産業保健専門職の倫理指針, 日本産業衛生学会, 2000
<https://www.sanei.or.jp/?mode=ethics>
 - 24) 藤野昭宏, 今川淳子, 織田進, 堀江正知, 新野直明, 宮本俊明. 産業医の倫理綱領 (改訂版), 健康開発, 10(2): 7-23, 2006
 - 25) 堀江正知. 産業医の専門性と倫理, 産業医学レビュー, 24(2): 119-141, 2011
 - 26) 青山英康, 堀江正知, 三輪祐一, 東敏昭. 産業保健諸制度と倫理の懸隔, 事業者と産業保健専門職, 健康開発, 17(1): 21-59, 2012